



## CONTENTS

<b>I Vision</b>			
法学部の「入口と出口」	竹瀨	修	2
<b>II Sabbatical</b>			
デモは国民的スポーツだ！	多田	一路	4
ゲーテ大学での在外研究を終えて	本田	稔	6
<b>III Symposium</b>			
「現代社会における最高裁判所の役割と条件 —最高裁判所がその役割を果たすために何をなすべきか、何が必要か—」	市川	正人	8
<b>IV Presentation</b>			
極東にリスクエクステンション市場を（法と経済学会での報告について）	大垣	尚司	10
日本税法学会と租税法学会の2つの学会報告を終えて	望月	爾	12
<b>V Report</b>			
RCSL での学会参加報告	渡辺	千原	14
国際訴訟法学会ギリシャ・アテネ大会報告	出口	雅久	17
<b>VI Ceremony</b>			
第8回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について	山本	忠	20
第11回天野和夫賞授与式について	山本	忠	21
<b>VII Study Group</b>			
法学部定例研究会			22

展望

Vision

## 法学部の「入口と出口」

法学部長 竹瀨 修 TAKEHAMA Osamu

今回は、法学部の「入口と出口」と題して、法学部の入試動向、学生の現状と進路就職の課題とともに、最後に法学部教学の今後について若干の課題を述べることにしたい。

## 1. 法学部の志願動向

国内の入学試験動向は、一般に理系や実学系の堅調に対して、社会科学系の低調さが特徴的となっている。国の理系誘導の影響もあろうが、法学部は、志願者数の面では、全国的に苦戦の状況がある。10年前に遡る法科大学院創設時期の熱気が冷め、法曹養成制度のあり方が問題とされている現状で、法学部は十分に人気を得られていない。その中でも、2013年度の入学試験では、本学法学部は昨年よりも多くの志願者を集めていた。本学固有の一般入試のみならず、センター試験を利用した本学の入学試験で受験生が今も相当に受験している。これは、法学部志望者層が横串的に法学部ばかりを受験する傾向があることから、本学もその一つに加えられていることによるであろう。

法学部入学者の学力を適切に担保し、本学法学部を強く志望する学生を確保する見地からは、本学固有の一般入試などに重心を置いた入学試験のあり方に移行して行くことが今後の方向性としては適切であると思われる。すでに高等学校の段階では、進学校であるほど、一般入試を重視する傾向が強まっているからである。本学は、特別入試も学力面を相当に見ながら入試制度を構築してきたが、さらにこの面を強調する制度的手当てが必要になるであろう。その意味では、大学固有の一



般入試へ回帰して行くと思われる。

もつとも、大学入試改革を審議中の中教審の最終答申が出されて、数年後には、これへの対応を含めた課題が最重要となっているであろう。

## 2. 入学後の学生動向

ゆとり教育への批判があったが、現在、本学法学部に入学する多くの学生に極端な形で学力問題が生じているわけではない。大多数の学生は、標準修業年限4年で卒業しており、多少在学期間が長めになっても、卒業できるということでは、あまり問題化してはいない。しかし、法学部教育に十分に順応できない学生は、相応に見られるし、一部には学力問題があるのではないかという層も見られる。これは、いろいろに展開したある種の特別入試の課題として浮上するものがある。この部分は、当然に相当の改善をしていかなければならない。

学力問題が前面に出て来ると、たとえば、

単位の取り易い科目ばかりに受講生が増え、基本的な重要科目を履修しないといった問題になる。これは、昔からあったことといわれる面もあろう。しかし、これに拍車がかかるのは不適當である。カリキュラム上、このような問題が生じないような「縛り」は、設定されているので、今のところ、まだ深刻な問題には至っていない。ただ、他学部受講制度を利用して、法学部の専門科目を十分に履修しない学生が安易に増えることは戒めなければならない。

また、法学部生は、海外留学に出ることにやや慎重的な面が見られる。学修上、専門科目の学習に相当に時間を要し、海外に出る機会や時間が十分に取りにくいのかもかもしれない。国際化が叫ばれて久しいが、これは、今後も一定の取り組みを要する課題であろう。

### 3. 進路就職と法学部教学

最近の学生にとって、正課の学習以上に大きな課題は、就職活動である。今年度までは、3回生の12月に企業の説明会など就職活動が解禁される。その前から外資系企業などが、先にリクルート活動を始めていたり、就職活動の準備をするためであったり、学生が十分に正課の学習に身が入らない状態が生じている。かつての就職活動とは大きく異なり、志望動機・理由やこれまでの自身の活動・成果を明確かつ魅力的に述べる必要のあるエントリー・シートの作成を始め、業界研究、英語・SPI試験対策、自己分析などのいろいろの準備が要求される。とりわけ面接に向けたノウハウなどは、学生の大きな関心と呼ぶ。何度も面接に足を運び、選考を受け、いわゆる「圧迫面接」により今まで経験したことのない精神的圧力を受けることもある。その上、これだけの準備・努力をしても、なお志望先の企業から不採用の連絡（俗に「お祈りメール」と呼ばれるメール連絡。自社では採用しないが、他社での活躍を「お祈りする」という不採用の通知メール）を立て続けに受け取

ると、学生は気持ちを相当に落ち込ませる結果となる。これを乗り越えて、ようやく採用通知に漕ぎ着けることができる。タフな精神力が要求される。

このような就職活動の過程で、学生たちは、社会の洗礼を初めて受け、徐々に成長していく様子が見られる。日頃の大学での勉強とは異なり、実社会の厳しい面を垣間見るわけである。しかし、日常的に学習に自信を持てるほどに努力している学生は、就職活動でもそれほど困難を感じていないようにも見受けられる。自分の日頃の生活が適切に運営できている学生は、いざというときも、その準備を怠りなくしているし、面談でも自信をもって話すことができる内容を持っているからである。企業側も自身の主張を適切に整理して述べられる学生を高く評価している。そういう意味では、現場での力の発揮の仕方に日頃の学習とは異なる面があるとしても、その側面は、慣れの問題でもあり、就職活動を続ける中で、次第に磨きがかかる。結果的には、そのようにして面接の経験を増やすことによって、学生はこれを熟して、希望を達成していく。その活力と感性があれば、問題ないといえよう。つまり、大学生としての基本があり、それに自らの活動の特色が加わっていれば、特別のことが要求されているわけではない。

このことは、法曹を志望する学生にも妥当する。法学部で基本となる学習が適切かつ着実に行われていれば、法科大学院に進学してそれに磨きがかかり、司法試験にも早期にかつ高得点で合格するという好循環につながる。

法学部の教学としては、社会的に期待されている、一定のプランの下に緻密で着実な思考により問題を解決する能力にさらに磨きをかけられる専門教育が重要であると考えられる。今後もこの方向で教学改善を進めることがおそらく法学部教学改革の本道なのではないかと思う。

#### 4. 今後の教育方法

法学部教学において検討を要するのは、講義のクラス規模と授業方法である。高校までの中等教育段階では、40人程度のクラスで授業を受け、ときには教員と相互の議論をしながら理解を深めることが行われる。しかし、大学では、300人規模の大講義をレクチャー型で受講することも少なくない。しかも1コマ90分である。高校時代は45分か50分が1コマという場合が多い。

そこで「反転授業」が注目を集める。これは、必要な一定の知識は、学生に事前の学習を要

求し、それにDVDやネットを利用して事前にレクチャーを受けさせ、その後、教室では主としてさらに理解を深める、あるいは論点を展開する議論をする。そのことによって、深く広い理解を得る学習方法である。教室での議論は、ある程度少人数でなければ運営できない。法学部の授業が今後どのような教育方法を工夫することができるのか、古くからの大規模講義が幅を利かせる時代は、次第に遠のいていくかもしれないのである。

(たけはま おさむ・商法)

### 外留報告

## Sabbatical

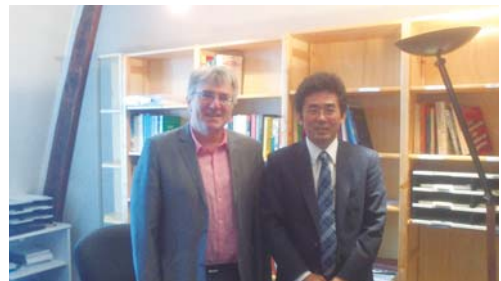
## デモは国民的スポーツだ！

多田 一路 TADA Ichiro

私は、2012年9月から2013年9月まで、フランス留学の機会をいただきました。

留学の受け入れ先は、パリ第二大学ならびに政治行政学研究センター（Centre d'Études et de Recherches de Science Administrative et Politique、以下、CERSA）でした。と言っても、実際のところは、私を受け入れていただいたミシェル・ボルジェット教授がそのディレクターであったので、そこに貼り付けられた、というものです。実はボルジェット教授は、憲法学というよりは、社会保障法学の専門家なのですが、私がなぜボルジェット教授のところへ押しかけたかというと、私が関心を持っているフランスの社会的民主主義（la démocratie sociale）についての論文をお書きになっていたからです。

ボルジェット教授からは最初、私のメールや手紙になかなかお返事をいただけず、「もしかしたら、自分のフランス語がかなり失礼



ボルジェット教授と筆者

な文章になっていてお怒りなのではないか」とも思いました（でも、実はその文章は、関西日仏学館（現在のアンスティテュ・フランセ関西京都）でネイティブに添削してもらったものです）。しかし、実際にお会いしてみると、非常に気さくな方でした。「失礼なんてことはありませんよ。プロバイダーを変えたらメールが届いたり届かなかったりするようになったんです。だから僕あてのメールは二回送ってくださいね」。（「本当かな」と思



いつつ、それ以来、私は、ボルジェット教授あてのメールは、二日後にもう一度送ることにしてきました。

ボルジェット教授は CERSA のエリアにディレクターの部屋をお持ちなのですが、「この部屋は自由に使っていていいですよ。Wifi（フランス人はウィフィと発音します）もあるし」と言っていました。ありがたい offre でしたので、そうしようと思いましたが、結局それほど頻繁には使わなくなりました。CERSA で勉強している現地の院生と話をしているうちに、「書を捨て、街に出で」なければならないのではないか、と考えるようになったからです。

きっかけは、パリ近郊の Sevrans という小さな市の市長が、国からの補助金が少なすぎると言って、国民議会（下院）議事堂前でハンストを始めたことです。CERSA の院生の多くはそのハンストを支持していました。現職の市長がハンストに入るなど日本では想定できない事態です。行ってみると、そこでは、日本のように警察がハンスト実行者をまるで犯罪人のように取り囲み一般市民と遮断する、などということはなく、支持者やジャーナリストと談笑する市長の姿がありました。このような行為は、フランス語では *manifestation* と言いますが、この *manifestation* が普通に行われる（鉄道がストで頻繁に止まるのは有名な話です。上記の、添削してくれたネイティブは、「ストはフランスの国民的スポーツだ」と言っていました。デモをテロと同視する与党の幹事長とはえらい違いです。）ところが、フランスの社会的民主主義と深くかわりあっているように感じました。

在仏中の大きな政治的な出来事として、同性愛者の婚姻を認める法律が制定されたことがあり、同性婚第一号がテレビで報道されましたが、この法律の成立過程において左右の *les manifestations* を呼び起こすことになりました。これらの集会も私は見に行きました。右派の *Manif pour tous*（「すべての人のた



トロカデロ広場からやってきたデモ。  
4車線道路を道いばいに広がっている。  
並木の奥が経済社会環境評議会

めの運動」。同性婚反対派であり、同性婚法の略称である *mariage pour tous* をもじっています）と自称するデモ行進のスタート地点の一つが、私のアパートマンから歩いて10分程度の *Porte Dauphine* であり、コースもアパートマンの最寄り駅を通っていたので、文字通り「見学」に行きました。そこに集っているのは、いわゆる活動家ではない至極普通のフランス人たちであり、家族で来ている人たちがかなりいました。それぞれが、インターネットで購入したと思われる *Manif pour tous* のシンボルデザインの入ったTシャツを着たり、旗を持ってきたりしていました。まさに、普通の人たちが思い思いに *la manifestation* に参加する様子を目の当たりにしたのですが、一方で奇妙な感じもしました。それは、メトロやバスに乗れば普通にいるはずの（むしろそちらのほうが多いことがある）ネグロイド系、モンゴロイド系、アラブ系がみごとに全く見られず、すべてが白人のフランス人だったことです。これは、同性婚反対がカトリック的伝統に根差していることによると考えられます。

紙幅がつきそうなところで、日常生活についても述べたいと思います。フランスの子どもたちは、学校のほかに大抵なんらかの地域のクラブに所属して活動をしています。そこで、私の息子が日本で囲碁教室に通っていたこともあり、親子でパリ15区の囲碁クラブに入れてもらうことになりました（こういったクラブは通常、「アソシエーション」として運営されているので、上記社会的民主主義と関連が出てくるのですが、この点は割愛）。



筆者のアパルトマンの近所に立つ  
経済社会環境評議会（憲法上の機関）

フランスは日本の文化が比較的好まれる国で Japan Expo という催しが年に何回も各地で開かれます。柔道や空手のクラブはあちこちにありまますし、囲碁のレベルもヨーロッパの中では特に高い国と言えます。クラブの常連であるピエールさんは、囲碁はそんなに強くな

いのですが、コマ回しが非常に上手で、「どこで覚えたんですか」と聞いたところ、「インターネットでやり方を見て練習した」ということでした。また、ヴァンサンさんは、日本語を勉強中で、「木曜日の『もく』とは arbre という意味なのか?」とか、私に質問してきたりしました。まあしかし、他のほとんどのメンバーは日本文化というよりは、囲碁というゲームそのものに面白さを感じているようでした。

帰国してから、後頭部の少し左側に奇妙な痛みが続く時期がありました。これがまさに、l'année sabbatique とは何だったのか、を雄弁に語っていると思います。

(ただ いちろう・憲法)

## 外留報告

### Sabbatical

## ゲーテ大学での在外研究を終えて

本田 稔 *HONDA Minoru*

2012年9月から1年間、フランクフルトのゲーテ大学で在外研究をする機会に恵まれました。20年前、大学院研究生の時に夏休みを利用して初めてドイツを訪れたときも、この大学でした。金融機関の建物が新たに建てられ、街の景色は少し変わりましたが、大学の雰囲気、とくに国家試験に向けて勉強する法学部生の姿は相変わらずでした。

フランクフルトは、ゲーテが生まれた町であることから、大学はゲーテの名を冠しています。第1次世界大戦が始まる1914年、市街西部のボッケンハイム地区 (Bockenheim) に建てられ、100年を迎えます。発祥の地に



「ケルン」から見えるライプツィヒ通りの町並み



I・G・ファーベン・ハウス

あるユーゲルハウス (Jügelhaus) は、ゲーテ大学の本部のあった建物です。現在でも講義棟として利用されていますが、本部と事務系統は全て本部棟に移されています。そこでは、学生証の発行、学生寮のあっせんや受講登録などの事務が行われ、多くの学生が出入りします。ポッケンハイムには語学研修学校もあり、留学希望者はここを拠点に留学の準備をしています。私も10月から3ヶ月間、語学研修学校で若者に交じて会話の授業を受講し、その後はライブツィヒ通りの語学学校「ケルン」(KERN)でもレッスンを受けました。

法学部の研究所と研究室は、20年前はポッケンハイムの本部棟にありました。今は市街北西のヴェステント地区 (Westend) に移設され、経済学部との合同校舎のなかにあります。ヴェステント校は緑豊かな公園のなかにあり、初めて訪れた人はその美しさに魅了されると思います。キャンパスの正面玄関には、ナチ党に巨額の献金をして権益を独占した化学染料会社 I・G・ファーベン (I. G. Farben) の旧社屋があります。第2次大戦後はアメリカの軍政府庁舎として使われ、現在は人文系学部の専用校舎として利用されています。歴史的な建造物であるため、外観は当時のまま保存され、その他の校舎の外観もこれに合わせてデザインされているようです。

法学部・経済学部の校舎の1階と地階には、図書館があります。1階には法学部図書が、

地階には経済学部図書と製本された雑誌・紀要が開架されています。日本法・日本経済関連の書物はすべて地階に置かれ、ジュリストや判例時報なども読めます。日本語文献の担当は信永礼子さんで、最新号が入ると連絡してくださったので、判例解説の仕事をするときなどは非常に助かりました。私の下宿はノルテント地区 (Nordend) にあり、図書館まで徒歩で1時間ほどかかりますが、語学学校の授業がない日はここに来て、仕事をしていました。図書館に向かう道沿いには、アンネ・フランクの生家があり、過去と現在が同時進行しているかのようでした。



マルバツハ通りにあるアンネ・フランクの生家

在外研究の課題は、1920年代から30年代における法思想と法学方法論の展開過程を跡づけることであり、とくにこの時期に法哲学界において活躍したユリウス・ビンダーの法理論を調べることでした。第1次世界大戦での敗北から革命へ、そして社会不安からファシズムへと進む時代の流れは、法学研究の視座を実定法から法的な価値や理念へとシフトさせ、さらには国家や民族の絶対的精神へと向かわせました。その背景には、ヴェルサイユ体制のなかでドイツ人が敗戦国の国民とし



て屈辱を感じ、それがドイツ人に民族としての自覚を呼び覚ましたという事情があるようです。欧米諸国を敵に回して戦った戦争には大義があり、その世界史的意義は今もなお生きている。それにもかかわらず、敗戦ゆえに民族の誇りと自尊心を奪われた。法哲学は、それを奪い返すための民族の統一性と純潔性を求める大衆運動に精神的な活路を見出しました。法的安定性の基盤であった社会安定性は、戦争や恐慌によって揺るがされ、経験的な世界に安住していた法学方法論は、確かな拠り所を求めて形而上学の世界をさまよいはじめました。世情が不安定で流動的であったからこそ、安定的で根源的な価値と理念を国家と民族の精神に求めたのは、ある意味で歴史の必然であったようです。

ビンダーは、このような時代を一気に駆け抜けた法哲学者です。法思想の世界において、実証主義から新カント主義へ、そして客観的観念論から新ヘーゲル主義の絶対的観念論への道のりは、時代の主流に迎合した立場の変更でしかないのかもしれませんが、一個の法思想家の思考の結果として、それらの間には



エッケンハイマー通りにある私の下宿

内的な理論的関連性があるように思います。その点をもう少し考えてみるつもりです。

ゲーテ大学では、講義を聴講したり、「火曜ゼミナール」(Dienstagseminar) に出席することが許されました。教授資格論文を準備する若手研究者が名誉教授の質問に対して毅然と答える模様が非常に印象的でした。最後になりましたが、留学を受け入れていただいた法学部長のプリトヴィッツ先生をはじめ、多くの方々にお礼を申し上げます。

(ほんだ みのる・刑法)

## シンポジウム

### Symposium

「現代社会における最高裁判所の役割と条件—最高裁判所がその役割を果たすために何をなすべきか、何が必要か—」

市川 正人 *ICHIKAWA Masato*

1 本年7月12、13日の2日間にわたり、本学衣笠キャンパスの創思館カンファレンスルームにおいて、科学研究費補助金基盤研究(B)「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」主催で、国際シンポジウム「現代社会における最高裁判所の役割と条件—最高裁判所がその役割を果たすために何をなすべきか、何が必要か

—」を開催した(共催:立命館大学法学部・法科大学院、後援:大阪弁護士会、京都弁護士会、立命館大学法学会)。

立命館大学法学部・法科大学院に所属する研究者を中心とするグループは、2010年度より最高裁判所についての共同研究を進めてきた。2010年度は立命館大学の研究推進プログラムとして行い、2011年度からは文部科学省



の科学研究費補助金（基盤研究（B））を得た「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」として認められており、現在、最終年度を迎えている。

本研究の目的は、最高裁判所について、制度的・人的側面から実証的研究・分析を行い、制度的な改革を目指した提言を試みることである。そこで、本研究では、これまで日本の最高裁判所について裁判官の人的構成、最高裁判決と裁判官構成との関係などを分析すると共に、諸外国（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国）の最高裁判所、憲法裁判所についても比較のために実地調査を行ってきた。

そして、今回、本共同研究のこれまでの成果を報告すると共に、アメリカ、ドイツ、韓国の最高裁判所、憲法裁判所について詳しい方々、日本の最高裁判所の元裁判官の方々を招き、最高裁判所がその使命・役割を果たすために何が必要かについて議論し、検討するために、本シンポジウムを開催した。

2 シンポジウムの第1日目は、午前、共同研究の研究代表である市川の「日本の最高裁判所の軌跡と課題」と泉徳治元最高裁判事の「最高裁判所における違憲審査権行使上の諸問題」の2本の報告がなされた。市川報告は、シンポジウムの冒頭にあたり趣旨説明を行った上で、わが国の最高裁判所の地位と役割、組織と実状、軌跡を概観し、さらに、最高裁判官の人的構成とその選任過程、最高裁判決と裁判官構成の関係についての共同研究の成果を踏まえて、検討課題を指摘し、問題提起を行ったものである。

同日の午後には、アメリカ、ドイツ、韓国から招聘した報告者による報告（Jeffrey P. Minear アメリカ合衆国最高裁判所事務長「事件数の増加と法的複雑性の高まりへの対応——アメリカ合衆国最高裁判所の場合」、Rupert Scholz ミュンヘン大学法学部名誉教授「元ドイツ連邦共和国国防大臣」「憲法と政治の間における憲法裁判権——ドイツ連邦憲法裁判

所を例として」、朴時煥 [パク・シハン] 仁荷 [イナ] 大学校法学専門大学院教授 [前大韓民国大法院判事]「大韓民国の大法院と憲法裁判所の最高法院としての使命と役割」）がなされた後、パネルディスカッション「米・独・韓における最高裁判所・憲法裁判所の現状と課題」が行われた。

第2日目は、午前に統一テーマ「最高裁の司法行動と人的構成の分析——近時の最高裁判決から」の下、研究グループより共同研究の中間的な報告を行った（渡辺千原「最高裁判所の人的構成と司法行動」、木下智史「憲法分野から」、北村和生「行政法分野から」、和田真一「民事法分野から」、村田敏一「商事法分野から」、松宮孝明「刑事法分野から」。木下氏のみ他大学 [関西大学]）。

午後は、市川、泉氏のほか、滝井繁男元最高裁判事、水野武夫本学客員教授（大阪弁護士会）によるパネルディスカッション「日本の最高裁判所の審理と体制をめぐって」に続いて、海外からの報告者も加わってのパネルディスカッション「最高裁判所のあり方と体制」がなされた。

3 このシンポジウムは、翻訳や通訳に携わった方など、多くの方々のご協力を得て、のべ150人近い参加を得て大変盛況のうちに実施することができた。参加者は、本学の教員、院生、学生だけでなく、19大学に及ぶ他大学関係者、法曹、外国の大学の教員に及んだ。このように多数の広い範囲からの参加者を得たことは、本シンポジウムが時宜にかなったもので、広く関心を持っていただけたことを意味すると言えよう。また、泉元最高裁判事からその長い下級裁判所裁判官、最高裁判所の経験を踏まえて提示された積極的な改革提案が一つの軸となり、活発な議論が展開された。また、外国の最高裁判所・憲法裁判所関係者の視点からの考察もなされたことも、シンポジウムでの検討、議論をより深みのあるものにしたと思われる。

現在、本共同研究をまとめた図書の刊行を

企画中であるが、同書では、本シンポジウムにおける報告が元となった論稿と、パネルディスカッションの一部の記録が収録される予

定である。できるだけ早急に本共同研究および本シンポジウムの成果を公表したい。

(いちかわ まさと・憲法)

## 学会報告

### Presentation

## 極東にリスクエクステンジ市場を (法と経済学会での報告について)

大垣 尚司 OHGAKI Hisashi

阪神淡路大震災が起こったのは、日本における証券化の草分けとして1980年代の中頃から仕事をしてきて、そろそろ卒業かなと思っていた1995年であった。折しも、兵庫相互銀行系ノンバンクの不良債権を匿名組合方式で流動化するため「ポートアイランドアクセプタンス」などといういい加減な名前を付けたSPCを神戸三宮に設けていたのだが、見に行くと入居先の7階建てのビルが5階建になっている。入居階であった5階の構造が弱くペシャンコになっていたのだ。昼間だったらと考えてぞっとした。巨大地震リスクの保有・移転手法であるファイナイト再保険やリスク証券化を本格的に勉強しだしたのはその頃である。当時は欧州系再保会社や保険ブローカーがノウハウを独占しており、久しぶりにイロハからの勉強であった。ちょうど大企業の間で「リスクマネジメント」を管財から財務に所管替える動きが始まった頃でもあり、大手電機メーカーの国内全工場に関する震災リスクの定量化とファイナンスプランの提示を受注したりした。

その後研究者になってから、住みかえ支援の仕事のからみで神戸の震災で転居を余儀なくされた方々が地元に戻る支援をされているNPOの仕事を手伝う機会があり、10年以上たっても厳然と残る震災問題の根深さを再認識させられた。そして、2011年の東日本大震

災である。落下した書籍が散乱する東京の書齋で呆然としつつ、子連れで移住する被災者の方々の姿が浮かんだ。神戸は大都市だから額面通り「復興」をめざせばよかったのだが、今回津波が襲った地域は事情が違う。「地元の復興」が当然に合理的とはかぎらないところに原発問題が加わった。「夢や希望」としての「復興」とは別に、「現実」として移住先での新しい生活を選択する人も多いはずだ。そういう人を「地元を見捨てた人」と決めつけてはならない。むしろ、そういう人たちが物理的に離れても出身地との絆を持ち続けられる法的工夫が必要ではないか。現行の土地収用法や単位市町村ごとの復興を前提とする地方自治法の枠組みを超える工夫も早晚必要となる。そんな思いで「復興住宅証書試論」(立命館法学第335号336-374頁)を一気に書いた。

次に気になったのが二重債務問題である。阪神淡路のときにあれほど問題になったにもかかわらず結局今回も同じ議論が繰り返された。もちろん、事後(ex post)にできることは限られており、その中では今回はかなりの対応がなされたといつてよい。しかし、そもそも事前(ex ante)の対応をもっと充実させられたはずだ。先端金融技術をこうしたことに使う提言ができないなら何のために実務を離れて大学に来たのか。大反省した。もちろ

ん言い訳もある。抜本的に発想を変えないと家計向けの地震保険と同様結局公的資金に頼る話にしかならないのだ。このため、金融商品取引法の枠内でリスクデリバティブを用いて「住宅ローンで住宅が毀損したときにローン返済を免除する仕組み」を設計しようと、本学の東日本大震災に関する研究推進プログラムを申請して検討を始めた。昨年には、金融庁有志の声かけで組成された研究会に招かれ、文科系学者にとり最大の難関である地震生起確率の整理（素データは開示されているが素人が処理することは不可能に近い）を専門家をお願いすることができたことから、単なるアイデアを基本設計のレベル程度には高めることができた。

ただ、海外にないものをわが国で提言しても眉にツバする人ばかりでなかなかまともにとりあってはもらえない。このため、少しでも「まともさ」をアピールできればと法と経済学会で発表することにした。実はこれまでシンポジウムに招かれることはあっても個人発表はしたことがなく、ほんの少し学者らしいことをしてみようとも思った次第。発表にあたっては上述の家計向け仕組みに加えて、

中小・零細企業向けに緊急運転資金や追加資本を確保する仕組みも併せて検討した。報告論文はさらに手直しを加えて10月発刊の立命館法学第349号に正式な論文としてとりまとめたのでご覧いただければ幸いである。

思うに、大陸の極西、英国ではロイズコーヒーショップにおける業者の情報交換から巨大な再保険市場が育ったのに、欧州よりはるかに高い自然災害リスクを抱える極東のわが国といえば「東京市場をアジアの金融センターに」といった抽象的なかけ声や「開示資料を英語に」といった些末な話ばかり。かたやで損保業界は関東大震災1回分にも満たないキャパシティーしかない再保市場に依存して、逼迫する需給から理論価格の数倍の保険料を払い続けてきている。もし、わが国にリスクエクステンジ市場を構築し、さらに、家計が有する1400兆円の個人金融資産の1割でも誘導することができれば、わが国がリスクファイナンスで世界をリードできることは確実である。そういう志（妄想?）をもった研究者の輪が広がることを願ってやまない。

（おおがき ひさし・金融法、ファイナンス法）

## 学会報告

## Presentation

日本税法学会と租税法学会の  
2つの学会報告を終えて

望月 爾 MOCHIZUKI Chika

## はじめに

本年度は、本学に赴任して10年目の区切りの年ということもあり、これまでの研究成果を公表したいと思っておりました。するとタイミング良く、日本税法学会と租税法学会の税法分野の主要な2つの学会から学会報告の機会を頂くことができました。学会報告の準備の過程では、私事ながら母の急病や父の急逝という困難もありましたが、両学会の関係者のさまざまなご支援とご協力もあり、無事報告を終えることができました。感謝の意を込めて、それぞれの学会報告について紹介させていただきます。



## 1. 日本税法学会第103回大会・総会

2013年6月8日(土)、6月9日(日)、日本税法学会第103回大会・総会が鹿児島県医師会館の大ホールにおいて開催されました。

日本税法学会は、昭和26(1951)年に設立された税法関係では一番歴史が古く、会員数

## 第1日目(6月8日)

## 研究報告1

「処分理由の附記と理由の差替え」

山崎広道 熊本大学教授

## ◆シンポジウム

「租税行政手続をめぐる法的諸問題」

## 基調報告1

「納税者権利憲章の意義と課題」

望月 爾 立命館大学教授

## 基調報告2

「納税申告の誤りの是正をめぐる問題—更正の請求と処分理由附記を中心に—」

山本洋一郎 弁護士

## 基調報告3

「質問検査手続の改正と課題」

金井恵美子 税理士

## 第2日目(6月9日)

## 研究報告2

「時効を起因とする所得と財産の取得認定と課税問題」

荀込 裕 税理士

## シンポジウム(質疑討論)

も1000名を超える規模の大きい学会です。昨年本ニューズレターで紹介させていただいた通り、前回の創立60周年記念(第102回)大会・総会を2012年6月9日、6月10日に本学の朱雀キャンパスで開催しました。

今回の第103回大会は、個別の研究報告が2テーマと「租税行政手続をめぐる法的諸問題」をテーマとしたシンポジウムが行われました。シンポジウムは、平成23年度の国税通則法の抜本改正の評価と今後の課題を議論するものでした。私のほか日弁連税制委員長



の山本洋一郎弁護士、金井恵美子税理士が、シンポジウムの基調報告を行いました。

私の報告は、第1日目基調報告1、「納税者権利憲章の意義と課題」と題して、政府税調の専門家委員会等で導入が審議された納税者権利憲章をめぐる国際的な状況と、わが国における憲章の制定と手続法上の課題を整理検討するものでした。具体的には、これまでの納税者の権利保護のための租税行政手続の研究成果を踏まえ、欧米各国やアジア・アフリカ諸国における納税者権利憲章制定の動向やオーストラリアのDuncan Bentley教授の国際モデル法を紹介し、わが国における納税者権利憲章制定に向けて、今回の国税通則法の改正や日弁連の納税者権利保護法案を検討して、租税行政手続の課題整理を行いました。

第2日目午後のシンポジウムの質疑において、田中治理事長（同志社大学教授）や伊川正樹名城大学教授、右山昌一郎税理士ほかから、「納税者の権利」と「納税の権利」の概念の違いや、納税者の「実体法上の義務」と「手続法上の権利」の関係、租税争訟における和解手続導入の意義や問題点、アメリカの納税者権利保護の連邦法と州法の関係など、今後

の私の研究の方向性にも関わる重要なご質問とご意見を頂戴しました。

今回の学会報告にあたっては、田中理事長をはじめ木山雅人税理士ほか九州地区の会員の皆様に大変お世話になりました。なお、大会の研究報告の詳細は、学会機関誌「税法学」の569号に論文として掲載されています。

## 2. 租税法学会第42回総会

2013年10月6日（日）租税法学会第42回総会が横浜国立大学の大学会館大ホールにおいて開催されました。

租税法学会は、金子宏東京大学名誉教授を中心に、昭和47（1972）年に租税法に関する研究及びその研究者相互間協力を促進する目的で設立されました。一昨年の2011年10月22日、10月23日には、第40回記念講演会・総会が開催されました。

今回の第42回総会のテーマは「国家管轄権と国際租税法」と題して、グローバル化の急速な進展に対して、国家管轄権の枠組みのなかで国際租税法がどのような対応を求められているかを議論するものでした。

私は間接税・流通税と課税管轄権の関係という視点から、近年導入に向けた動きが活発化している国際連帯税の現状の議論の動向とその法的課題について、とくに2014年1月1日の導入が予定されているEUの金融取引税を中心に報告しました。今回の総会から新しい試みとしてコメンテーター制度が導入され、大学のゼミの先輩でもある西山由美明治学院大学教授にコメントをしていただきました。

報告では、まず航空券連帯税や通貨取引税（トービン税）などの国際連帯税の意義と国境を越える課税の可能性と課税管轄権上の問題点を指摘しました。そのうえで、2014年1月1日からEU加盟11カ国で導入を予定している金融取引税の概要とその問題点、とくに課税ルールにおける「establish 概念」の拡張や居住地原則、発行地原則などが導入国以外のEU加盟国や域外各国の金融取引に与える



写真は鹿児島中央駅前若き薩摩の群像前

## 研究報告

1. 「国際的租税救済論序説—国際的租税救済手続の体系的整備に向けた試論」

谷口 勢津夫 大阪大学教授

2. 「所得課税に係る執行管轄権を巡る動向とその問題点」

一高 龍司 関西学院大学教授

3. 「国際連帯税の展開とその法的課題—EUの金融取引税を中心に」

望月 爾 立命館大学教授

4. 「国家管轄と国際租税法・資産税の側面から」

高野 幸大 東洋大学教授



写真は租税法学会報告の様

影響や法的問題点を報告しました。報告の質疑において、村井正関西大学名誉教授や渡辺智之一橋大学教授、駒宮史博新潟大学教授ほかから、金融取引税とEUの付加価値税の関係や金融取引税の執行可能性の問題、EUの金融取引税を国際連帯税と位置づけられるかなど重要なご指摘やご質問をいただきました。

私事ながら学会報告の1週間前の9月30日父が急逝し、通夜や葬儀などで慌ただしく精神的にも厳しいなかでの報告でしたが、中里実理事長（東京大学教授）をはじめ大会幹

事の岩崎政明横浜国立大学教授、学会事務局の瀧圭吾学習院大学教授、写真を撮影していただいた柴由花常葉大学准教授ほか学会関係者の温かいご支援もあって無事報告を終えることができました。学会会場の横浜国立大学は奇しくも亡父の母校でもあり、その意味でも心に深く残る学会報告となりました。報告の詳細は、学会機関誌「租税法研究」の42号に論文として掲載される予定になっています。

(もちづき ちか・税法)

## 海外報告

## Report

## RCSL での学会参加報告

渡辺 千原 WATANABE Chihara

このたび、9月にフランス トゥールーズにて開催された、Research Committee on Sociology of Law(RCSL) と International Sociological Association(ISA) の共催する国際学術大会に、参加し、「The Role of Expert Witness for Judicial Creation of Norms: A Case Study of Sexual Harassment Litigation」というテーマでの報告

を行う機会に恵まれた。

そもそも、私は、日本人にありがちな、英語は読めても聞いたり話したりするのが苦手という部類で、わざわざ自分から志願して国際学会で英語で報告するなど、考えたこともなかった。しかし、本学とWCLとの研究交流に出向く機会等を通じて何度かつたない英

語の報告をさせていただくなかで、徐々に厚かましくなり、去年の6月、研究仲間と一緒に「みんなで渡れば怖くない」とハワイ（だからこそ?!）で開催された世界の5学会が共同開催した国際法社会学会で、国際学会での報告デビューを果たした。経験してみると、国際学会は、参加することに意義があり、ともかく報告して曲がりなりに様々な国の人と交流し、その地を楽しむ祭典であると勝手に了解。そこで、今回のトゥールーズ行きと相成った。内容としては、去年のハワイも、今回のトゥールーズも、大学院時代の同門である京都女子大学の南野佳代教授が代表を務める科研の基盤研究「司法のジェンダー公平性の確信のための裁判官に対する制度的支援の比較研究」で一連の共同研究の成果報告でもあり、今回の自分自身の報告は、今年度から拝受している科研費「規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究」にかかわる研究でもあった。学会のセッションとしては、いずれも、女性と司法、司法教育について国際的に研究を進めておられる、ドイツのハイゲン大学のウルリケ・シュルツ教授が代表者である、法専門職における女性／ジェンダー、および法専門職の比較研究のワーキングショップに乗り入れての参加である。

トゥールーズは、フランスの南部に位置する町で、旧市街は、中世の歴史的建造物と石

畳の町並みが広がり、ピンクの粘土から作られた煉瓦の紅色が町全体を彩っていることから「バラの町」とも呼ばれている。トゥールーズ大学はじめ、多くの大学のある学生の街でもあり、コンコルドやエアバスの本拠地という工業都市でもある。

さて、今回の報告であるが、実はこれに先だって5月の日本法社会学会で「専門的知見と法発展——セクシュアル・ハラスメント事件を例に——」として報告した内容を、海外の研究者向けにアレンジして報告時間を縮める形で用意をした。その基本的発想は、ジェンダー関連の問題がかかわる訴訟で、どれほど専門的な知見が利用され、判例法や法理の発展に影響を与えてきているかを検討しようとするものである。

セクシュアル・ハラスメントは、その用語が日本で紹介されたのは25年前、最初のセクハラ訴訟が提起されたのはその1年後の1989年であり、今やその言葉も定着、防止のための法整備も十分とは言えないまでも進められてきた。では、そうした成果の背後に、裁判ではどのような専門的知見が導入されてきたのだろうか。

具体的には、その一番目の事件として注目を集めた福岡事件と、社会的耳目を集めた京大矢野事件のケーススタディの形をとった。

裁判における専門的知見の利用は、私のライフワークとも言える研究テーマであるが、



トゥールーズの市庁舎。  
ここでレセプションが開催された

セクシュアル・ハラスメント訴訟を扱ったのは今回が初めて。特に、京大事件については、反復的レイプという深刻な内容である上、事件時、自分自身が同じ大学で学んでいたということもあり、ケースの概要を読むだけでも気分が悪くなり、非常に辛かった。しかし、こうしたケースでの被害を明らかにしていく専門的知見として「フェミニスト・カウンセリング」という今まで知らなかった知に出会えて、大変勉強になった。その草分け的存在である、フェミニスト・カウンセリング京都代表の井上摩耶子さんによれば、私の当初の予測に反し、彼女たちの裁判支援や専門家証言は、裁判でもかなり受け入れられてきたとのことだった。井上さんによると、被害者との面談で、事件後出来るだけすみやかに確固とした被害の物語を形成することが重要であり、そうしたストーリーが構築できると、裁判官も説得でき、何より被害者本人が裁判過程を通じて尊厳を回復できるのだという。これは、最近の「事実」や「真実」についての実証的なとらえ方から、構築主義的なとらえ方へとパラダイム転換している科学社会学の発想や、法のポストモダニズム的なとらえ方と、実践面において符合する部分があり、抽象的に学んできたことが具体的に腑に落ちた貴重な話でもあった。法社会学会でも、今回も、主にこうして得た知見からの報告を行った。

さて、学会での報告に話を戻すと、今回、報告日程の直前に、ウルリケ教授が家庭の事情で急遽参加ができなくなり、私たちのセッションが、報告者も質問者も日本が占める実にドメスティックなものとなってしまった。比較的な観点からコメント・議論を期待していたために、これは実に残念であった。ゆえに、この報告姿を、「存心館での研究会での報告」と言えば、その通りに見えてしまうだ



筆者の報告姿

ろう。

学会報告の顛末は以上なのだが、ここでフランスで裁判における専門家の役割等を研究する法社会学者デュモラン先生と研究交流の打ち合わせもでき、その後、パリに移動し、パリ大学が始めたダブル・ディグリーの「法と科学」コースの主催教授と学生との面談の機会も得た。このコースは、週のうち3日を科学、2日を法の学習にあて、双方の学位を習得するというタフな仕組みをとっており、将来知的財産や生命科学の分野などへの進出を目指す。このコースの学生たちは、「法も科学もおもしろい」「科学者も今後は法を知る必要がある」と、非常に意欲的で、その輝く知的好奇心にこちらも心洗われる思いであった。

以上、約1週間のフランス滞在。蛇足ながら、パンやワインも感激するほどおいしくて、昼は勉強、夜は食い倒れの毎日で、ずっとお腹いっぱい。それでも、まだまだ食べ尽くせず、また行きたい！という思いを胸に帰国の途だったのであった。

(わたなべ ちはら・法社会学)



## 国際訴訟法学会 ギリシャ・アテネ大会報告

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2013年9月11日から14日までギリシャ・アテネにおいて国際訴訟法学会・年次大会が開催され、報告者は国際訴訟法学会常務理事（アジア地区代表副理事長）として理事会および総会にも参加してきた。今回のアテネ大会は、ユーロ危機の影響で理事会においても開催が危ぶまれていたが、大会担当者であるアテネ大学法学部 Prof.Dr.Nikolaos Klamaris と Prof.Dr.Georgios Orfanidis の精力的なファンド・レイジングとアテネ大学法学部生・院生・助手諸君の献身的な活躍により見事な大会運営が行われ、大成功であったと言っても過言ではない。ただし、オープニングセレモニーはアテネ大学の大講堂で開催される予定であったが、学生団体がデモを予定していたため、急遽、二日目以降に大会で利用する予定であったギリシャ国立銀行内にある国際会議場で開催された。



市内にあるアテネ大学の建築物

今回の大会のトピックスは、商事ADR、海事訴訟、知的財産権、倒産手続などである。大会の初日には、国際訴訟法学会理事長 Prof. Dr. Loic Cadiet（パリ大学法学部）および大会責任者 Prof. Dr. Nikolaos Klamaris のオープニングセレモニーの後、延々と続くギリシャ法務大臣、教育・宗教・文化・スポーツ大臣、

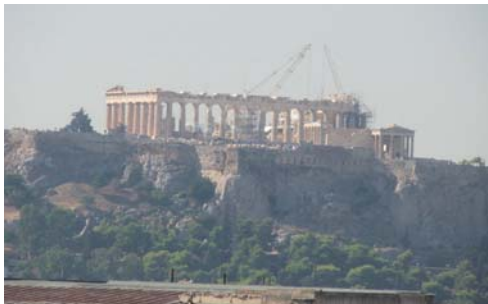


開会式での Skouris 欧州連合司法裁判所長官の基調講演

ギリシャ民事最高裁長官、アテネ市長、アテネ弁護士会会長、ギリシャ民事訴訟法学会理事長のご挨拶が終わり、コーヒープレイクで一息を入れた後、メインイベントである欧州連合司法裁判所長官 Prof. Dr. Dr. h. c. (multi) Vasileios Skouris の基調講演が行われた。講演会の後は、アテネ大学のファкультイークラブにおいて晚餐会が開催され、ドイツに留学中の最高裁派遣裁判官である堂英洋判事補と久保雅志判事補とともに Skouris 長官と同じテーブルを囲んで欧州連合司法裁判所の現状について懇談する機会を得たことは大変良い経験になった。

大会二日目の午前のセッションは、メディアエーションがテーマとして取り上げられ、日本からは京都大学法学研究科・山田文教授が流暢な英語でジェネラルレポーターを担当され、その後、Prof. Dr. Georgios Orfanidis がメディア条項について、Prof. Dr. Teresa Wambier がメディアエーション方式やメディアエーター教育について、Prof. Federique Ferrand がメデ

イェーション手続について、Prof.Dr.Remo Caponi がメデイエーションの合意内容についてそれぞれ報告された。昼食を挟んでの午後のセッションではディスカッションが展開された。夕食会は、外国人参加者を中心にアクロポリス博物館を見学した後に、アクロポリスを眺めることのできる洒落たレストランでギリシャ料理に舌鼓を鳴らしながら、ギリシャワインを味わい交流を深めた。



市内のホテル屋上から見たアクロポリス

大会三日目は、Prof.Dr. Antonios Antapassi が海事訴訟、Prof.Dr. Peter Murray が知的財産権訴訟、Prof.Dr. Peter Gottwald が倒産手続についてそれぞれ報告を行い、昼食を挟んで、午後のセッションで質疑応答が行われた。この昼食は、谷口安平教授、我妻学教授、河野憲一郎准教授、堂英洋判事補、久保雅志判事補などと近くのギリシャ串焼き料理屋において地元料理を楽しんだ。最後の晩餐会は、ホテルの屋上にあり、アクロポリスの夜景が一望できるレストランで開催され、ギリシャ人研究者、法律家との交流を深めることができた。

ところで、私は大会の前日に経由地でイスタンブールに立ち寄った。実は、本年5月に本学を訪問されたイスタンブール・ガラタサイライ大学法学部ハカン・ペクチャンニテス教授は、同じく本学に客員教授として滞在されていたディーター・ライポルド教授（フライブルク大学法学部）とともに本学での国際共同研究会に参加され、トルコにおける民事訴訟法改正およびADRについて研究報告をさ



質問をする国際訴訟法学会理事長カディエ教授

れた。トルコも日本と同様に大陸法を継受した国であり、ドイツ法、スイス法、オーストリア法に造詣の深い民事訴訟法学者が極めて多い国である。また、ペクチャンニテス教授も、私と同様に、以前フライブルク大学に留学した経験がある。今回の国際共同研究会では、フライブルグ大学法学部より名誉博士号を授与されている元日本民事訴訟法学会理事長・松本博之教授（龍谷大学法学部）もコメンテーターとして参加され、また、ドイツ学術交流会奨学生としてディーター・ライポルド教授に指導を受けた経験のある本学法学研究科出身の金沢大学法学系本間学准教授が通訳を担当した。私も含めて、いずれの先生方も、いわゆる Freiburger である。

蛇足ではあるが、本年9月21日（土）に日本フライブルク・アルムニ会総会がドイツ学術交流会において開催され、東京大学医学部名誉教授・都築正和日本フライブルク・ア



ペクチャンニテス教授の講演会でコメントされる松本博之教授（龍谷大学）

アルムニ会会長の後任として、筆者が会長に推挙された。法学、哲学、文学、経済学、音楽など各界で活躍されている学者、官僚、政治家、経済人などが会員として名を連ねている伝統あるアルムニ会の会務をお引き受けすることは大変名誉であるとともに、計り知れないほどの重責であり、辞退すべきであると考えていたが、傘寿を超えても精力的にアルム



フライブルク大学に留学経験のある一橋大学竹下守夫名誉教授（内閣法制局特別顧問）とライポルド教授との夕食会にて



京都弁護士会披露宴で門川市長とディーター・ライポルド教授

ニ会を牽引されてこられた前都築会長から、「出口さん、フライブルガーの若手育成を宜しく頼むよ」とのお言葉に背中を押されて、お引き受けした次第である。この場を借りて、日本フライブルク・アルムニ会の会員の皆様方にも今後ともお力添えをいただくようお願い申し上げたい。

（でぐち まさひさ・民事訴訟法）



2013年9月21日（土）日本フライブルク・アルムニ会総会にて  
中央前列の筆者の左が岡徹前常務理事、右は都築前会長とフィンケン DAAD 東京所長



## Ceremony

## 授与式報告

## 第8回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

第8回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が、2013年5月24日（金）、本学朱雀キャンパス多目的室にて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和15年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を取め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、上羅翔太氏（博士課程前期課程1回生 民法）、山之内大氏（博士課程前期課程2回生 社会保障法）、中村菜々氏（博士課程後期課程1回生 国際法）が受賞し、法務研究科からは、荒木誠氏（法曹養成専攻専門職学位課程2回生）が受賞した。



授与式は、川口清史学長から祝辞と各受賞者への賞状の授与があり、受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式終了後、朱雀キャンパス7階TAWAWAにて受賞者と関係者による茶話会が催された。

（法学研究科長 山本 忠）





## 第11回天野和夫賞授与式について

第11回天野和夫賞の授与式が2013年12月6日（金）に衣笠キャンパス至徳館にて開催された。

本賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄附により2003年に創設されたもので、優れた研究成果や業績により学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回受賞した受賞者および受賞論文は次のとおりである。まず、卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した修了生として、大西貴之氏「法的思考における討議理論の可能性と限界」、張挺氏「環境民事責任に関する日中比較研究——差止請求権を中心に——」が受賞した。次に、特に優れた成績をもって修士の学位を取得した者として、田口裕貴氏「企業再編による労働承継と労働者の自己決定」が受賞した。そして、法の基礎理論研究において優れた研究により学界に寄与



した若手研究者として、木原淳氏『境界と自由——カント理性法論における主権の成立と政治的なるもの——』（成文堂、2012年）が受賞した。

授与式では、川口清史学長から上記受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。（法学研究科長 山本 忠）



## Study Group

## 法学部定例研究会

2013年10月～12月

## ■法学部定例研究会：

- 13年10月7日 国立台湾大学・立命館大学 合同論文発表会  
 [第1部] 会社法・税法 林思沛氏「財務悪化時における取締役の債権者に対する責任」、東恒氏「会社の合併無効判決の効果～税法の視点から」  
 [第2部] 家族法・民事手続法 徐雅筑氏「非嫡出子の法的地位——相続権を中心に」、上羅翔太氏「嫡出でない子の相続分差別——大法院決定の妥当性と遡及効の問題について」、張涵瑜氏「日本と台湾の合意に相当する審判の比較」  
 [第3部] 憲法 中村菜々氏「国家公務員の政治活動の自由とその限界——国家公務員政党機関紙配布事件の分析を通して」
- 13年10月11日 第1回政治学研究会：吉次公介氏「研究の状況と今後の計画」
- 13年10月21日 比較司法制度研究会：張衛平氏「中国の訴訟調解（訴訟上の和解）：変遷、制度および新しい動向」 通訳：小田美佐子氏、司会：出口雅久氏
- 13年10月25日 第6回民事法研究会：本山敦氏「婚外子相続分違憲決定について」
- 13年11月2日 第7回民事法研究会：島田志帆氏「民商法における証券所持人の資格（Legitimation）に関する一考察」
- 13年11月15日 第1回法政外国語研究会：島津幸子氏「文法化のメカニズム——“等”を例に——」
- 13年11月19日 第1回公法研究会：正木宏長氏「行政の位置」
- 13年11月22日 第2回法政外国語研究会：佐藤渉氏「アジア系オーストラリア文学の新展開」
- 13年11月22日 第2回政治学研究会：徳久恭子氏「近年の研究結果と今後の計画」
- 13年11月22日 第1回刑事法研究会：嘉門優氏「法益論の現代的意義と課題」
- 13年11月23日 第9回民事法研究会：石橋秀起氏「不法行為法における割合的責任の法理——医療過誤事例を中心として——」、山田希氏「安全配慮義務の法的性質に関する一考察」
- 13年11月25日 立命館大学ヨーロッパ法特別講演会  
 演題：地域的・国際的人権保障——新たな将来——  
 講師：ジャン＝ポール・コスタ氏（世界人権研究所所長、元ヨーロッパ人権裁判所長官）、通訳：江島晶子氏（明治大学法科大学院教授）  
 コメンテーター：徳川信治氏、司会：出口雅久氏
- 13年11月26日 ジェンダー法研究ユニット主催 張完翼弁護士講演会 テーマ「韓国における強制動員被害者の日本企業に対する訴訟の展開及び慰安婦問題の現状について」 講演：張完翼氏、司会：松本克美氏
- 13年11月29日 第8回民事法研究会：寺本健人氏「買取防衛策の必要性」、星屋昂範氏「非相続人の寄与——財産法の観点から——」、熊谷大樹氏「知的財産権と独占禁止法」、陳書蔓氏「婚外子の人権と相続分差別の検討～最高裁大法院違憲

- 決定を受けて」
- 13年12月 3日 税法研究会：有野康志氏「関連会社の取引に対する寄付金課税の問題点」、井上紫氏「遺産分割の方法と譲渡所得課税——遡及効の問題を中心に——」、近藤友紀恵氏「源泉徴収制度における「支払」及び「支払いをする者」の再検討——近時の判例をふまえて——」、斎藤みどり氏「所得税法37条1項における必要経費の要件の再検討」、篠田直大氏「法人税法における同族会社の行為計算否認規定の適用関係——法人税法22条2項との適用関係を中心に——」、杉山聡氏「法人税法における費用の過年度修正についての問題点——電気料金過払い事件を素材として——」、鈴木拓馬氏「譲渡所得課税における取得費の意義及び範囲」、半田真由香氏「法人への遺贈に対して遺留分減殺請求があった場合の課税上の問題点」、中野謙治氏「所得税と相続税・贈与税の二重課税問題の検討——近時の裁判例を素材にして——」、藤本正平氏「無償譲渡に係る譲渡所得課税」、船越悠太氏「親族事業の所得の人的帰属についての再検討」、東恒氏「租税法における海外事業体の法人該当性の判断基準——米国デラウェア州LPSを題材として——」、新田信義氏「国税通則法23条2項の後発的事由による更正の請求——東京地裁平成23年9月8日判決の検討を中心に——」
- 13年12月 6日 第2回刑事法研究会：市川通寅氏「治療中止における自己決定権のあり方」、市川啓氏「目的なき／身分なき故意ある道具について——1930年前後のドイツにおける議論を中心に——」
- 13年12月 6日 第2回公法研究会：上地善之氏「行政法の実効性確保について——特に昨今みられる代執行を明文化した条例について——」
- 13年12月13日 第3回公法研究会：松本梓氏「司法の国民的基盤の形成と展開～裁判員制度の理論的・実証的研究～」、三上真幸氏「コモンズとしての景観と景観権訴訟」、山之内大氏「静岡市におけるひとり親家庭の就労支援」
- 13年12月13日 第3回政治学研究会：宮崎希氏「四日市公害における澤井余志郎の記録運動の意義と限界」





立命館ロー・ニューズレター  
第75号 (2013年12月)  
編集：立命館大学法学部  
ニューズレター編集委員会  
発行：立命館大学法学部研究委員会・  
立命館大学法学会  
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1  
TEL. 075-465-8177  
FAX. 075-465-8294  
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/  
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)